

令和7年度

第2回 神戸市における災害時要援護者支援のあり方検討会

日時：令和8年2月6日（金）13時30分～15時30分
場所：神戸市役所4号館（危機管理センター）本部員会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 避難行動要支援者(災害時要援護者)の範囲と必要な支援

① 見直しに向けた検討の方向性及び留意点

資料1

② 避難行動要支援者の対象要件の検討

資料2

(2) 避難行動要支援者(災害時要援護者)への共助による支援

資料3

3 閉 会

4 事務連絡

資 料

資料1

見直しに向けた検討の方向性及び留意点

資料2

避難行動要支援者の対象要件の検討

資料3

避難行動要支援者(災害時要援護者)への共助による支援

参考資料1

神戸市における災害時要援護者支援のあり方検討会委員名簿

参考資料2

令和7年度第1回神戸市における災害時要援護者支援のあり方検討会議事要旨

参考資料3

身体障害者障害程度等級表・身体障害者手帳交付台帳掲載数

参考資料4

神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例(平成25年4月施行)

参考資料5

神戸市における災害時要援護者支援のあり方検討会開催 要綱

見直しに向けた検討の方向性及び留意点

1. 神戸市における避難行動要支援者名簿（以下「名簿」）の対象者 **現行**

- ・約 26.8 万人(市民の 5～6 人に一人)が掲載（令和7年 9 月末時点）
- ・名簿対象者の人口に占める割合 名簿掲載者数／推計人口（令和7年3月末時点）
政令市平均： 6.0%（中央値:5.0%(横浜市、熊本市)）
神戸市 : 17.9%

【災害時要援護者リスト掲載者】（令和7年9月末現在）（単位:人）

要介護度3以上	28千
身体障害者手帳1・2級	25千
療育手帳A	5千
ひとり暮らし等高齢者 (内訳)65歳以上単身世帯	248千 161千
75歳以上のみの世帯	87千
実人数	268千

※上記条件に重複して該当する方がいるため、合計数と実人数は合致しない

2. 第1回検討会での意見概要（対象要件の検討に関連する意見抜粋） ※**参考資料2**参照

- ・年齢要件では避難行動能力を測れず、支援の必要性が実態と乖離するため、見直しが必要。
- ・現状の要支援者数は過大であり、支援側の人数が不足しており現実的でない。
- ・認知症などで情報判断能力が低下している場合は、要介護度が低くても特に支援が必要。
- ・精神障害のある方は比較的動けるが、精神障害者手帳1級を所持し、特に単身生活の場合は支援が必要。
- ・強度の行動障害のある方は、突発的なことや非日常の出来事への対応が難しいため、支援が必要。
- ・聴覚・視覚障害のある方は情報弱者に陥りやすいため、支援の検討が必要。
- ・障害者については、手帳等級よりも支援区分の方が、より実態を反映できる。
- ・介護認定や障害者手帳の未認定者、サービスの非利用者、地域との関係性が希薄な方への配慮が必要。
- ・ハザードエリア(浸水・土砂・津波)や世帯状況、他都市の状況なども考慮すべき。
- ・現行の名簿掲載者について、対象見直しにより対象外となった場合でも今後の配慮が必要。
- ・要援護者支援団体の負担や、現状にも十分注意した検討が必要。
- ・名簿対象者の抽出ができるか、システム等の運用にも注意が必要。

3. 見直しに向けた検討の方向性及び留意点(案)

(1)見直しの方向性

- ・現行の名簿掲載者数(約 26.8万人)は、災害時の支援体制を考慮すると過大であり、対象者を絞り込む。
- ・対象要件に該当しないが、避難行動の支援が必要な方を追加できるようにする。
- ・地域活動の担い手不足などの地域の現状や、地域で災害時要援護者支援に取り組む要援護者支援団体の負担も踏まえた見直しを行う。

(2)留意すべき事項

- ・対象要件の見直しにより、対象外となった方への対応
- ・介護保険や障害者手帳について未申請等により、対象者として把握掲載されない方への対応
- ・新たに追加する要件に係る、対象者の把握方法やシステムでの抽出可能性等を考慮した、運用面での検討

避難行動要支援者の対象要件の検討

I. 高齢者

1. 介護認定区分

(1) 第1回検討会の主な意見

- ・要介護1・2の方の中には、情報判断能力は低いが、歩行能力等の身体的能力は有している方が多い
- ・要支援認定者でも、歩行能力や情報判断能力が低く、支援が必要な場合もある

(2) データ 介護認定者数

(表 1-1) 要介護度の目安 ※内閣府:介護保険制度における要介護認定の仕組みより

要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態
要介護1	要支援状態から、手段的日常生活動作(家事や買い物等の基本的日常生活動作より高次の動作)を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態

(表 1-2) 神戸市の要介護(要支援)認定者数(令和7年9月末時点)

区分	人数(人)	割合(%)
要介護5	6,809	6.9
要介護4	11,120	11.2
要介護3	10,711	10.8
要介護2	13,057	13.1
要介護1	16,828	16.9
要支援2	20,018	20.1
要支援1	20,858	21.0
合計	99,401	100.0



・介護認定者 約10万人
 ・現行名簿対象者 約2.8万人

(表 1-3) 要介護・要支援認定と年齢の関係(令和7年9月末時点)

区分	65歳以上 75歳未満		75歳以上	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
要介護5	685	7.6	5,949	6.7
要介護4	903	10.1	10,004	11.3
要介護3	846	9.4	9,694	10.9
要介護2	1,153	12.9	11,664	13.1
要介護1	1,105	12.3	15,549	17.5
要支援2	2,225	24.8	17,402	19.6
要支援1	2,049	22.9	18,620	20.9
合計	8,966	100.0	88,882	100.0



・各介護認定区分の割合は、「65歳以上75歳未満」「75歳以上」とも要介護度が低い方が大きく、概ね同様の傾向

2. 認知症高齢者

(1) 第1回検討会の主な意見

- ・認知症等で情報判断能力が低下している場合は支援が必要

(2) データ 認知症高齢者

(表 2-1) 認知症高齢者の各日常生活自立度の目安

区分	判定基準
M	著しい精神症状や問題行動 あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している

・介護が必要とされる自立度の目安は区分Ⅲ以上
 ・周囲の注意が必要とされる目安は区分Ⅱ以上

(表 2-2) 神戸市の介護度別日常生活自立度判定者数 (令和7年3月末現在)

(単位:人)

区分	要支援1・2	要介護1・2	要介護3以上
M	1	8	131
IV	0	21	2,321
III	4	2,213	11,906
II	5,090	22,519	9,724
I	18,142	3,207	2,207
合計	23,237	27,968	26,289



・要介護1・2の認定者で、自立度区分Ⅲ以上の認知症高齢者は約2千人
 ・要介護1・2の認定者で、自立度区分Ⅱ以上の認知症高齢者は約25千人
 ・要支援認定者で区分Ⅱ以上の認定を受けている方は、比較的少ないが、5千人以上が該当

<参考>

- ・介護認定を受けている場合のみ把握可能(該当者は専用システムにて情報管理)
- ・政令市において認知症に関する事項を要件としている都市は3都市

※横浜/大阪：要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方

北九州：要支援、要介護で日常生活が自立又はほぼ自立している方以外の方

Ⅱ. 障害者

1. 障害者等手帳等級(障害の程度)

(1) 第1回検討会の主な意見

- ・精神障害者手帳1級所持者で特に単身世帯の方は支援が必要
- ・視覚及び聴覚障害者は、情報弱者に陥りやすい

(2) データ 身体障害者・知的障害者

(表 3-1) 神戸市の身体障害者手帳所持者

(令和7年3月末現在)

等級	所持者数(人)		
	全区分合計	うち視覚障害	うち聴覚障害
1級	19,069	1,905	295
2級	10,862	1,856	1,461
3級	12,354	347	626
4級	17,425	408	1,301
5級	7,148	856	12
6級	4,705	274	2,173
合計	71,563	5,646	5,868

(表 3-2) 神戸市の療育手帳所持者

(令和7年3月末現在)

等級	所持者数(人)
A	5,079
B1	4,118
B2	10,839
合計	20,036

※ [参考資料3](#) 参照

<参考>

- ・政令市において身体障害者手帳の等級を、視覚又は聴覚障害について別に設けている都市は2都市
例) 身体障害者手帳1・2級(ただし、視覚・聴覚障害の場合は、3級以上) 等
- ・政令市における療育手帳の要件区分の状況 療育手帳 A 所持者(クロスした要件含む) :16 都市
療育手帳 B 以上所持者(クロスした要件含む): 4 都市

(3) データ 精神障害者

(表 3-3) 神戸市の精神障害者保健福祉手帳所持者 (令和7年3月末現在)

等級	所持者数(人)
1級	1,281
2級	13,017
3級	8,470
合計	22,768



・精神障害者手帳1級所持者は約1,300人
※うち、在宅独居の方はかなり少数であると推測される

<参考>

- ・政令市において精神障害者福祉手帳所持者を要件としている都市(クロスした要件含む)は17都市
- ※精神障害者保健福祉手帳1級所持者(クロスした要件含む) :11 都市
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者 :4 都市
- 精神障害者保健福祉手帳1~3級所持者 :1 都市
- 精神障害者保健福祉手帳申請をした者 :1 都市

2. 障害支援区分

(障害者総合支援法第4条)

障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの

(1) 第1回検討会の主な意見

・障害者については、手帳等級よりも支援区分の方がより実態を反映できる

(2) データ

(表4) 神戸市における障害支援区分別該当者数 (令和7年9月末現在) (単位:人)

区分	人数(人)
6	3,297
5	1,754
4	2,328
3	2,896
2	3,039
1	162
合計	13,476



・障害者支援施設等に入所する場合は、原則として、**区分4**(50歳以上の方は区分3)以上が必要
・障害種別等が多様であり、支援の必要性・内容も個々に異なるため、把握困難

<参考>

・政令市において障害福祉サービス/障害支援区分を要件としている都市(クロスした要件含む)は7都市
※いずれの政令市も障害福祉サービス/障害支援区分のほか、身体障害者手帳等を対象要件としている。

3. 難病患者

(1) 第1回検討会の主な意見

- ・難病にも様々な病気があり、困りごと様々
- ・可能な範囲で細かく要支援の判定を行う必要がある
- ・難病により歩行が困難な方も支援が必要では

(2) データ

(表5-1) 対象疾病数 (令和7年4月現在) (単位:疾病)

指定難病	348
小児慢性特定疾病	801

(表5-2) 神戸市の難病患者数 (令和7年3月末現在) (単位:人)

特定医療費(指定難病)受給者	14,968
小児慢性特定疾病受給者証所持者	1,146



・病名・病状が多様であり、支援の必要性・内容も個々に異なるため、把握困難

<参考>

・政令市において難病患者を要件としている都市(クロスした要件含む)は11都市
うち特定医療費又は小児慢性特定疾病受給者証所持を要件とする都市は3都市

Ⅲ. 年齢と世帯要件

(1) 第1回検討会の主な意見

- ・年齢と避難行動能力は必ずしも一致しない
- ・支援の必要性が実態と乖離している
 - 70歳代前半ぐらいまでは、元気なイメージ
 - 就労されている方は、自分で動けることが前提になるため、省いてもよいのではないか
- ・年齢要件を外す等、対象者を見直すことでより多くの方を助けられるのではないか
- ・自然災害リスクの高い地域に限定した場合、対象者はどうなるか

(2) データ 年齢要件と身体能力

(表 6-1) 年齢要件の該当者数 (令和7年9月末時点) (単位:人)

年齢	単身世帯	75歳以上のみ世帯	合計
65歳以上 70歳未満	23千 (22千)	—	23千 (22千)
70歳以上 75歳未満	26千 (24千)	—	26千 (24千)
75歳以上 80歳未満	33千 (31千)	35千 (34千)	68千 (64千)
80歳以上 85歳未満	30千 (26千)	30千 (28千)	60千 (54千)
85歳以上	49千 (35千)	21千 (18千)	70千 (53千)
合計	161千 (139千)	87千 (79千)	248千 (218千)

- ・現行の年齢要件の該当者は約 248 千人 (その他要件との重複者含む)
- ・年齢要件のみの該当者は約 218 千人
- ・75歳未満の年齢要件該当者は約49千人 (年齢要件のみの該当者は約 46千人)

※下段():他の要件に該当しない年齢要件のみの該当者

(表 6-2) 要介護等認定状況 (各年齢層の被保険者に占める割合 令和4年度調査) ※令和7年高齢社会白書より

年齢	要支援(%)	要介護(%)
65歳以上75歳未満	1.4	3.0
75歳以上85歳未満	6.0	11.6
85歳以上	14.0	44.5

- ・75歳から要介護認定者が増加
- ・85歳以上では、要支援・要介護の認定者が半数以上

(表 6-3) 年齢別就業率 (令和6年度調査) ※令和7年高齢社会白書より

年齢	就労率(%)
65歳以上70歳未満	53.6
70歳以上75歳未満	35.1
75歳以上	12

- ・65歳以上70歳未満の半数以上が就労
- ・75歳以上の10%以上が就労

(3) データ 年齢要件と災害リスクの考慮

(表 6-4) 現行の年齢要件に災害リスクを考慮した場合の対象者数 (単位:人)

要件	現行
要介護3以上	28千
身障手帳 1・2 級	25千
療育手帳 A	5千

+

		全市域	ハザードエリア内
高齢者	65 歳以上単身 (他の要件に該当無)	161 千 (139 千)	21 千 (18 千)
	75 歳以上のみ (他の要件に該当無)	87 千 (79 千)	10 千 (9 千)

||

実人数	268 千	77 千
対市内人口割合	17.9%	5.2%

・現行の年齢要件に
災害リスクを考慮した場合、
約 77 千人となる

※下段():他の要件に該当しない年齢要件のみの該当者

(表 6-5) 現行要件を[A]65歳→75歳に引上げ、[B] [A]に災害リスクを考慮した場合の対象者数(単位:人)

要件	現行	[A] 65 歳→75 歳	[B] [A]+災害リスク
要介護3以上	28千	28千	28千
身障手帳 1・2 級	25千 (19千)	25千 (19千)	25千 (19千)
療育手帳 A	5千 (3千)	5千 (3千)	5千 (3千)
65 歳以上 75 歳未満単身 (他の要件に該当無)	49 千 (47 千)	-	-
75 歳以上単身 (他の要件に該当無)	111千 (92 千)	111 千 (92 千)	14 千 (12 千)
75 歳以上のみ (他の要件に該当無)	87 千 (79 千)	87 千 (79 千)	10 千 (9 千)
実人数	268 千	221 千	71 千
対市内人口割合	17.9%	15.0%	4.8%

[A] …65 歳→75 歳
年齢要件を65歳以上から
75 歳以上に上げた場合、
対象は約 221 千人となる

[B] …[A]+災害リスク
年齢要件をハザードエリア内の
75歳以上に上げた場合、
対象は約 71 千人となる

※下段():他の要件に該当しない年齢要件のみの該当者

<参考>

- ・水防法に基づく想定最大規模降雨(およそ 1,000 年以上に1回の頻度)による河川洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域は含まない
- ・神戸市では市内 GIS を用い、避難行動要支援者の位置情報(ハザード情報含む)を管理しているが、システム上、正確な情報の抽出が困難

【参 考】

第1回検討会意見を踏まえた名簿のシミュレーションと対象に該当しない方への対応の検討

(1)シミュレーション

(単位:人)

要件	該当者数	現行	シミュレーション1	シミュレーション2
要介護度3以上	28千	○	○	○
身体障害者手帳1・2級	25千	○	○	○
療育手帳A	5千	○	○	○
65歳以上単身世帯	161千	○	—	—
75歳以上のみの世帯	87千	○	—	—
精神障害者手帳1級	1千	—	○	○
要介護1・2で認知症の日常生活自立度Ⅱ以上	25千	—	—	○
実人数(想定)	—	268千	51千	76千
対市内人口割合	—	17.9%	約4%	約5%
懸念事項等				・個人情報保護の観点 (本人同意確認時の配慮等)

(2)対象に該当しない方への対応の検討

○追加登載制度

- ・対象要件に該当しない方が追加で登録できる仕組みづくり
- ・対象者として把握掲載されない方についても支援ができる体制づくり
- ・制度の周知・啓発

<参照>神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例(抜粋)

第2条：災害時要援護者（避難行動及び避難生活において支援が必要な方）

第7条：避難行動要支援者（避難行動において支援が必要な方）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 要援護者 災害時において高齢者、障害者その他の自力では迅速な避難行動及びその後の避難生活が困難なため、特に配慮及び援護を必要とすると認められる次に掲げる者をいう。

ア～エ (略)

オ 単身の世帯の65歳以上の世帯主

カ 世帯の世帯主及び全ての世帯員が75歳以上の者である場合における、当該世帯主及び全ての世帯員

キ～コ (略)

サ アからコまでに掲げる者のほか、特別な配慮及び援護を必要とする者

(個人情報の収集及び要援護者支援団体への提供)

第7条 市長は、第3条第1項の規定に基づく体制の整備を推進するため、次に掲げる者の個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を本人(個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。以下同じ。)の同意を得て収集し、及び要援護者支援団体に提供することができる。

(1) 介護保険法第27条第7項第1号に規定する要介護状態区分について市の認定を受けた者であって、その介護の必要の程度が要介護3から要介護5までに該当するもの

(2) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の級別が1級又は2級であるもの

(3) 療育手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度がAであるもの

(4) 第2条第1号オ及びカに掲げる者

(5) 前各号に掲げるもののほか、第2条第1号に規定する者のうち、要援護者支援団体が希望する者であって市長が認めるものその他災害時において支援を必要とすると市長が認めるもの

避難行動要支援者（災害時要援護者）への共助による支援
（災害時要援護者台帳提供の取組）

1. 地域への災害時要援護者台帳の提供の取組

- ・「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に規定
- ・要援護者支援団体からの申請により、要援護者情報を要援護者台帳として団体に提供

○要援護者支援団体 【条例第2条】

防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、民生委員、その他市長が認める団体

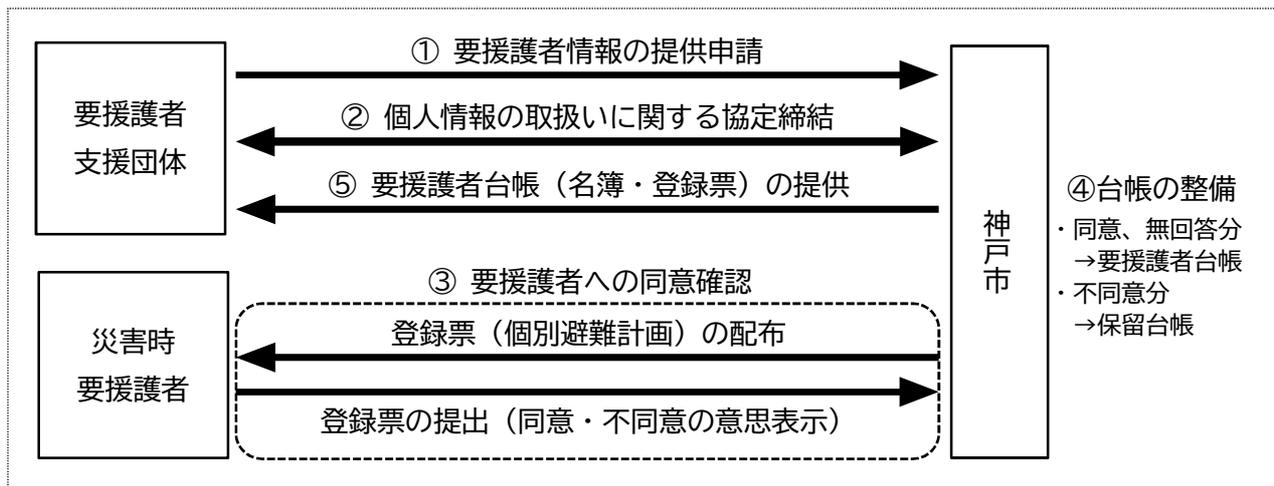
○提供・活用の流れ 【条例第7条～第12条】

- ・要援護者支援団体からの申請（手上げ方式）
- ・神戸市と個人情報の取扱いに関する協定を締結した上で、当該地域内の要援護者情報（台帳）を提供
- ・要援護者の同意が必要（市が事前に要援護者に対し同意・不同意等を確認）
- ・意思表示が無かった場合、同意と推定する（みなし同意）

※団体が、対象要件やみなし同意者を含めるか等、選択可能

※更新は団体からの申請による

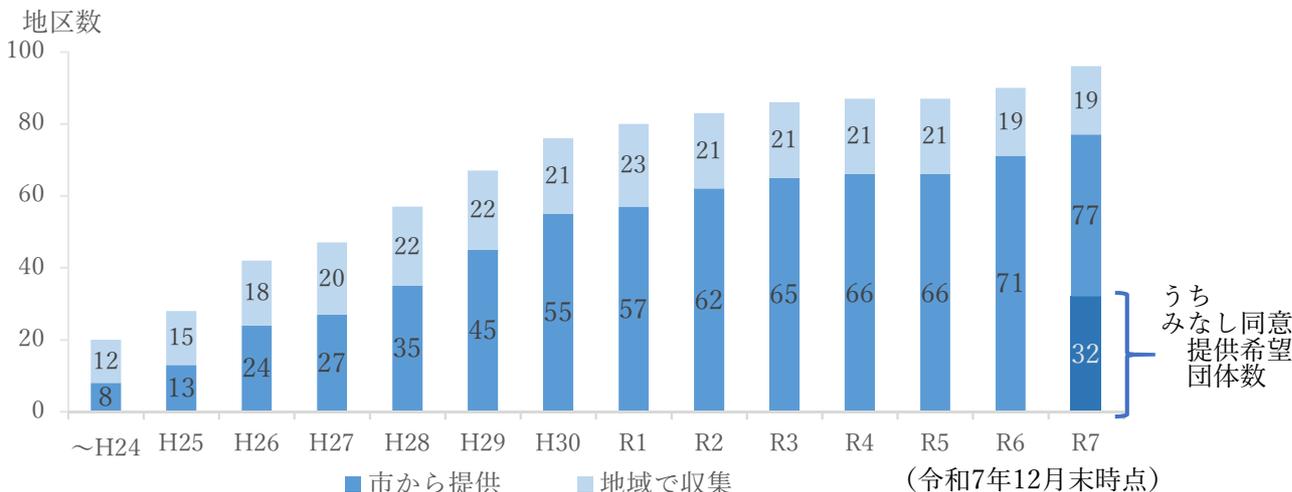
【フロー図】



2. 取組状況（令和7年12月末時点）

- ・市内 77 地区（80 団体）に情報提供（うち みなし同意者情報を希望 32 地区）
- ・登録者数 約 18,000 人（うち みなし同意者 約 6,000 人）

【災害時要援護者支援取組地区】



【登録票の配布率・返信率】

	人数	名簿掲載者総数 に対する割合	同意確認者に 対する割合
同意確認を行った実人数	約45,000人	16.77%	—
返信なし総数(同意と推定)	約17,000人	6.48%	38.66%
返 信 総 数	約28,000人	10.29%	61.34%
うち登録者	約12,000人	4.44%	26.5%
うち不同意	約16,000人	5.84%	34.85%

3. 地域の取組事例

- ・要援護者マップの作成
- ・避難誘導の優先順位付け
 - [例]A:車いす等のため避難誘導必要 B:歩行に同行が必要 C:安否確認や声掛けが必要
- ・安否確認訓練の実施
- ・戸別訪問による顔の見える関係づくり

4. 課題

- ・要援護者支援体制の検討
 - 活動団体が無い地域での支援方法
 - 提供台帳の活用方法
 - 各種災害想定への対応(平日・休日・日中・夜間等) 等
- ・要援護者支援団体の拡充
 - 地域コミュニティの形骸化
 - 地域の担い手不足 等
- ・要援護者支援団体の負担
 - 要援護者台帳(個人情報)の管理
 - 支援者側の人材不足 等

神戸市における災害時要援護者支援のあり方検討会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

所属名・役職名	氏名
神戸市医師会 副会長	荒木 邦公
神戸女子大学健康福祉学部 教授	植戸 貴子 ◎
神戸市民生委員児童委員協議会 理事長	坂本 津留代
ひょうご障害者相談支援センター センター長	櫻間 悦子
成徳防災福祉コミュニティ 委員長	堂内 克孝
神戸市ケアマネジャー連絡会 副代表理事	富田 洋介
春日野あんしんすこやかセンター 運営管理者	橋本 弘子
神戸市社会福祉協議会 事務局長	林 秀和
関西大学社会安全学部 教授	山崎 栄一

◎委員長

(事務局)

局	課	
危機管理局	防災企画課	
地域協働局	区役所課	
福祉局	政策課 高齢福祉課 障害福祉課	くらし支援課(幹事) 介護保険課 障害者支援課
健康局	保健所保健課	
こども家庭局	こども企画課	家庭支援課
区役所	総務部地域協働課(長田区)	保健福祉部保健福祉課(北区)

令和7年度 第1回神戸市における災害時要援護者支援のあり方検討会 議事要旨

1. 日 時 : 2025(令和7)年11月14日(金) 午後1時30分～午後3時20分

2. 場 所 : 神戸市役所4号館1階 本部員会議室

3. 議 題

- (1)これまでの災害時要援護者支援の取り組み
- (2)前回の「神戸市における災害時要援護者支援のあり方検討会」の概要
- (3)神戸市における災害時要援護者支援に関する現状と課題
 - －避難行動要支援者(災害時要援護者)の範囲について－

4. 意見概要

- ・ 年齢要件では避難行動能力を測れず、支援の必要性が実態と乖離するため、見直しが必要。
- ・ 現状の要支援者数は過大であり、支援側の人数が不足しており現実的でない。
- ・ 認知症などで情報判断能力が低下している場合は、要介護度が低くても特に支援が必要。
- ・ 精神障害のある方は比較的動けるが、精神障害者手帳1級を所持し、特に单身生活の場合は支援が必要。
- ・ 強度の行動障害のある方は、突発的なことや非日常の出来事への対応が難しいため、支援が必要。
- ・ 聴覚・視覚障害のある方は情報弱者に陥りやすいため、支援の検討が必要。
- ・ 障害者については、手帳等級よりも支援区分の方が、より実態を反映できる。
- ・ 介護認定や障害者手帳の未認定者、サービスの非利用者など、「制度の網目」から漏れた方や、地域との関係性が希薄な方への配慮が必要。
- ・ ハザードエリア(浸水・土砂・津波)や世帯状況、他都市の状況なども考慮すべき。
- ・ 現在の避難行動要支援者名簿(以下「名簿」)掲載者について、対象見直しにより対象外となった場合でも今後の配慮が必要。
- ・ 民生委員や消防団、防災福祉コミュニティ等、地域で実態調査を行うことが有効。
- ・ 要援護者支援団体の負担や、現状にも十分注意した検討が必要。
- ・ 名簿対象者の抽出ができるか、システム等の運用にも注意が必要。
- ・ 専門性の高い支援を要する方への対応は、地域の関係機関同士の連携が重要であり、その方法等の検討が必要。
- ・ 共助の取り組みは平常時の地域活動の延長であり、訓練や日常生活での心がけ等、日頃の活動が大切。
- ・ 地域の防災訓練や地域活動への障害者の参加が困難な状況がある。

(議題別の主な意見)

- 議題 (1)これまでの災害時要援護者支援の取り組み (資料2)
- (2)前回の「神戸市における災害時要援護者支援のあり方検討会」の概要 (資料3)

→事務局より説明後、委員より質疑・意見聴取

【主な意見】

- ・ 「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」(以下「条例」)は、災害対策基本法(以下「災対法」)に基づき市町村に名簿の作成が義務づけられたよりも以前に作られた条例である。また、「災害時におけ

る要援護者支援方針」(以下「方針」)についても、見直しが行われていない。そのため、条例・方針が、災対法における名簿の義務化や個別避難計画の努力義務化等の法改正後の内容を十分に反映しておらず、早急な見直しが必要だと思う。

- ・ 資料2に「みなし同意」と表記があるが、条例上は「推定」とされている。法令用語上、「みなす」は覆すことができないが、「推定」の場合は覆すことができるという違いがあるため、統一した方が良いのではないか。

○議題 (3)神戸市における災害時要援護者支援に関する現状と課題

－避難行動要支援者(災害時要援護者)の範囲について－ (資料4)

→事務局より説明後、委員より意見聴取

【主な意見】

○年齢要件に関する内容

- ・ 名簿で大きな割合を占めている「65歳以上の単身世帯」と「75歳以上のみの世帯」の年齢要件については、見直しが特に必要と思う。介護現場において、年齢と避難行動能力は必ずしも一致していない。80歳代でも一人行動ができる方もいれば、若年層の方でも認知症や障害特性、病気、精神疾患等で、支援がなければ避難ができない方もいる。年齢によって避難行動能力を判断する仕組みは、支援の実態と乖離していると思う。
- ・ 65歳以上70歳代前半ぐらいの方は、就労している方が多く、社会的なつながりも仕事の延長線で持っている方が多いため、比較的元気なイメージ。75歳以上になると、病気やけがが増え始めたり、同居の配偶者の方が亡くなったりして、少しずつ気持ちも体も落ちていく傾向がある。そのきっかけで介護保険の申請をされる方が、75歳ぐらいから急激に増える状況。そのため、一概には言えないが、70歳代前半ぐらいまでは、元気なイメージがある。
- ・ 75歳以上であっても夫婦で過ごされていればどちらかが変化に気づける。
- ・ 地域に提供された要援護者台帳の登録者を確認してみたところ、支援が必要な方は約50%で、残りの約30%が支援が必要でないと思われる方、20%が夜間のみ支援が必要等のグレーゾーンの方だった。年齢要件があることで、非常に元気で支援側に回るべき人が、とりあえず安心のため登録している状況である。
- ・ 現状の要支援者数は過大であり、支援側の人数が足りず現実的でない。そのため、年齢要件を外す等、対象者を見直すことでより多くの方を助けられるのではないかと思う。

○要介護、要支援に関する内容

- ・ 要介護3の方は、トイレや衣服の着脱、入浴、食事等に一部介助が必要な方が該当する。
- ・ 要介護1・2級の方の中には、情報判断能力は低い、歩行能力等の身体的能力は有している方が多い。こういった認知機能の低下が進んだ要介護度の低い方も、災害時の避難においてリスクが高く、特に支援が必要。認知機能の一部に障害のある方に対して、動けるか動けないかで区切るのはいかがかと思う。
- ・ 介護保険は申請制であるため、制度の網目から漏れてしまった重度相当の未認定者が一定数存在する。要介護2・3程度の方が認定を受けていない場合や、要介護1・2の認定は受けているもののサービスを受けておらず、ケアマネジャーが担当していない場合もある。こういったケアマネジャーやあんしんすこやかセン

ター等との接点が薄い方に対し、一定のコンセンサスが必要だと思う。

- ・ 介護保険の認定調査は、10m歩行できれば、歩行できると判断されてしまう。しかし、家の中で10m歩くことができても、災害時、避難する際に10m以上の歩行が必要な際には支援が必要になる。要支援の認定者においても、支援の必要な方がいることは認識してほしい。
- ・ 要支援1・2の方でも、パーキンソン病の難病患者など歩行が困難な方や、視覚障害者の方でも日常、家の中ではある程度の生活ができている方もいる。要介護の認定だけではなく、歩行能力で判断することが適切。

○障害者手帳・障害区分の要件に関する内容

- ・ 現状の名簿では精神障害者手帳所持者が対象となっていない。精神障害の方は比較的動けるという部分はあるが、1級を所持されている方で、特に単身で生活をしている方については、支援が必要だと思う。神戸市内では、約1,300の方が精神手帳1級を所持しており、こういった方も対象となるのではないかと思う。
- ・ 福祉避難所に指定されている高齢施設において、身体障害の方に比べ精神障害や知的障害の方の受入れには苦手意識が強いことがある。障害者相談支援センターでは、地域の基幹福祉避難所指定施設と交流を持ち、障害者の受入方法を啓発する等、顔の見える関係づくりを大事にしている。
- ・ 障害の方に関しては、手帳等級よりも支援区分のほうがより現実的であり、特に支援区分5・6の方は対象とすべきだと思う。
- ・ 障害の中でも特に聴覚障害、視覚障害の方は、情報弱者に陥りやすいため、吸い上げていく必要がある。
- ・ 情緒が不安定であったり、危険を察知することが難しかったり、日常生活は無難に過ごすことができた場合でも、突発的なことや非日常の出来事になると対応が難しい行動障害というものがある。身体障害ではなくとも強度の行動障害の方は、実質的には、支援が必要だと思う。
- ・ 関節リウマチの方で身体障害の1級の認定を受けている場合でも、症状が落ち着いた場合は元気なことがある。実態調査が必要になるが、そういった方は対象から外してもよいと思う。

○その他の要件に関する内容

- ・ 就労されている方は、自分で動けることが前提になるため、省いてもよいのではないか。
- ・ 現在の名簿掲載者についても、引き続きコミュニティでのフォローが必要ではないか。
- ・ 名簿要件の見直し後に対象外になった方にも、支援が必要な方はいると思う。そういった方を再び救う仕組みも設ける必要がある。
- ・ 現条例においても、第7条第1項第5号に規定されているように、必要に応じて対象を広げ、追加で登録できるような幅広い規定、弾力的な規定がある。
- ・ 高齢者の方を減らしていくという方向性があるが、それに加え、現在は対象にはなっていないが、支援が必要な属性の人を取り入れていくことも必要だと思う。
- ・ 日中独居の方の支援も必要ではないか。
- ・ 自然災害のリスクについて踏まえた絞り込みも検討してはどうか。
- ・ 資料4に掲載されている要件等については、他都市で支援要件となっているということを前提に、検討していく必要がある。

- ・ 難病にも様々な病気があり、困り事も様々である。どこまで丁寧に見ることができるか難しいが、可能な範囲で細かく要支援の判定を行う必要もある。
- ・ 海外から高齢の両親を呼び寄せる、日本在住の外国人の方もいる。呼び寄せられた高齢の要介護者は、日本語が通じないことが多く、介護が難しい状況である。こういった方の存在に目を向けることも必要。
- ・ 難しいとは思いますが、民生委員や消防団、防災福祉コミュニティ等、地域で実態調査を行い、名簿に掲載されていない方を拾い上げるようなことが必要かと思う。
- ・ 名簿は、支援が必要と推測される属性の人を機械的に抽出した候補者名簿であり、実際には、訪問等して判定していく方法が、正確な要支援者の絞り込みだと思う。
- ・ 条例と実際の支援団体の対象がどこまで対応しているのか。要援護支援団体が支援対象にしている方は、恐らく年齢要件の方が多く、(重度の障害・要介護状態の方等、)支援の難しい方については、現状の支援対象となっていないのでは。関係機関同士の連携を含め、この専門性の高い支援を要する方への対応をしていくことが、理想的だと思う。

○地域の状況、支援体制に関する内容

(全般的な自助・共助に関わる内容)

- ・ 老障介護、障老介護、障障介護の家庭もある。そういった家庭においては、民生委員や地域包括、ケアマネジャー、障害者の相談支援事業所、かかりつけ医の方等、家庭状況も把握している関係機関がどれぐらい協力して支援できるのか、今後の課題かと思う。
- ・ 支援者として、より大勢の方を助けたいと思うが、誰が助けに行けるのかという問題がある。消防団員は火災や津波等の被害が大きい場所への支援に回る。その場合、地域に残るのは高齢者ばかりになる。災害時に支援できる人は限られている。
- ・ 支援の際には要支援者を支えて避難する人だけでなく、荷物を持つ人等も必要になる。
- ・ 昼間は子供しかいない場合や子供と高齢者しかいない地域もある。子供たちだけの避難や高齢者同士で支援することの想定も必要。
- ・ 訓練や日常生活での心がけ等、日頃の活動が大切。消防を待つのではなく、自分の命は自分たちで救うというところから地域が始まっていくと思う。
- ・ 共助の取り組みは、平常時の地域活動の延長と認識している。日頃からの隣近所のお付き合いや、平常時の地域活動の延長で対応することが現在も主流であると認識している。しかし、社会情勢に合わせて地域課題が増えている一方で、担い手の不足により地域活動が低下している。それが、災害時の共助の助け合い活動の低下にもつながっていくのではないかと危惧している。
- ・ 阪神・淡路大震災については、自助が7割、共助が恐らく2割から3割、公助はほとんどなく、1割に満たない状況だったと認識している。大規模災害時には、公助には限界がある。
- ・ 要援護者支援団体の方の負担、あるいは、現状の状況も十分に検討し、議論を進める必要がある。
- ・ 民生委員の見守り調査では、連絡がない方に民生委員が訪問をしている。高齢者の方等は、案内文書を理解できず、取りこぼされる場合も多いため、そういう方は、民生委員の訪問によりすくい上げられている。自ら登録できない方への注意も必要。

(障害者の自助・共助に関する内容)

- ・ 自助、共助に関し、地域の避難訓練に障害者の方が参加できていないという状況が課題。今の御時世、回覧板が回らない地域もあり、情報の取得が難しい。また、自治会単位の訓練には手話通訳の方がいないため聴覚障害者は参加しても分からないことが多い等、課題があると思う。
- ・ 子供であれば、PTAや学校等から情報が入る場合があるが、コミュニティに属していない障害者は、特に情報の取得が難しい。
- ・ 障害者の方は、自分の地域のどこが避難所か知らない方も多い。自分がどこに逃げたらいいのかを知るだけでも一人で逃げられる方もいる。日頃からの啓発が重要。
- ・ 行動障害の方は避難所で過ごせないことが多く、在宅避難を選ばれる方も想定される。そのような在宅避難者についても検討が必要。

○その他の意見

- ・ 新しい要件を対象とする場合、今のシステム上で抽出できるのかについても意識が必要。例えば、難病や認知症については、現状の名簿抽出のシステムと別のシステムで管理されており、マッチングするのには、かなり時間も費用もかかるのではないか。
- ・ 避難行動要支援者の表現について、災対法と条例に違いがある。災対法では要配慮者とされているが、条例では災害時要援護者としている。名簿についても名称が違う。このような言葉の統一も検討すべき。ただ、災害時要援護者という言葉が、神戸市民の間では浸透していると思う。要配慮者だけでは、災害時以外も含めて配慮が必要な方と感じる。いずれにしても、言葉の統一性について、今後の議論が必要。
- ・ 教育委員会等とも連携し、教育の中で防災意識を育てていくことも重要。

身体障害者障害程度等級表（太実線より上は第1種を、下は第2種を表す。）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害			肢 体 不 自 由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害																																			
		聴覚障害	平衡機能障害	上肢	下肢	体幹	上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害																														
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力によって測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの																													
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動以下のもの 3 周辺視野角度（1/4視野による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視野による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの																													
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に挿しなければ大音量を聞き取れないもの）	平衡機能の著しい障害	音声機能、言語機能又はしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等による上肢を使用する日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）																													
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に挿しなければ話言葉を理解できないもの） 2 両耳による普通話の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比べて10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																													
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比べて5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	<p>（参考） 二以上の障害が重複する場合の取扱い 二つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、次により認定する (1) 障害等級の認定方法 ア 二つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて、次により認定する。</p> <table border="1"> <tr><th>合計指数</th><th>認定等級</th></tr> <tr><td>18以上</td><td>1級</td></tr> <tr><td>11～17</td><td>2級</td></tr> <tr><td>7～10</td><td>3級</td></tr> <tr><td>4～6</td><td>4級</td></tr> <tr><td>2～3</td><td>5級</td></tr> <tr><td>1</td><td>6級</td></tr> </table> <p>イ 合計指数の算定方法 合計指数は次の等級別指数表により、各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとす。</p> <table border="1"> <tr><th>障害等級</th><th>指 数</th></tr> <tr><td>1級</td><td>18</td></tr> <tr><td>2級</td><td>11</td></tr> <tr><td>3級</td><td>7</td></tr> <tr><td>4級</td><td>4</td></tr> <tr><td>5級</td><td>2</td></tr> <tr><td>6級</td><td>1</td></tr> <tr><td>7級</td><td>0.5</td></tr> </table>						合計指数	認定等級	18以上	1級	11～17	2級	7～10	3級	4～6	4級	2～3	5級	1	6級	障害等級	指 数	1級	18	2級	11	3級	7	4級	4	5級	2	6級	1	7級	0.5
合計指数	認定等級																																												
18以上	1級																																												
11～17	2級																																												
7～10	3級																																												
4～6	4級																																												
2～3	5級																																												
1	6級																																												
障害等級	指 数																																												
1級	18																																												
2級	11																																												
3級	7																																												
4級	4																																												
5級	2																																												
6級	1																																												
7級	0.5																																												
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等による移動機能の劣るもの																																				
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比べて3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの																																				
備考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うへの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、該当等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前脛骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>																																												

第14 身体障害者手帳交付台帳登載数
(身体障害者福祉法)

都道府県 指定都市 名 神戸市
中核市

令和 06 年度分報告



		総数	新規交付	1級	新規交付	2級	新規交付	3級	新規交付	4級	新規交付	5級	新規交付	6級	新規交付	
		(年度末現在)	(年度中)	(年度末現在)	(年度中)	(年度末現在)	(年度中)	(年度末現在)	(年度中)	(年度末現在)	(年度中)	(年度末現在)	(年度中)	(年度末現在)	(年度中)	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	
視覚障害	18歳未満 (01)	32	4	16	3	3	0	6	1	4	0	3	0	0	0	
	18歳以上 (02)	5614	295	1889	26	1853	90	341	24	404	25	853	125	274	5	
	(再掲)糖尿病を 主原因とするもの	18歳未満 (03)		0		0		0		0		0		0		0
		18歳以上 (04)		24		4		8		2		2		7		1
聴覚・平衡機能障害	18歳未満 (05)	129	6	2	0	60	0	16	3	5	0	1	0	45	3	
	18歳以上 (06)	5767	290	293	0	1402	4	625	7	1296	98	23	2	2128	179	
聴覚	18歳未満 (07)	129	6	2	0	60	0	16	3	5	0	1	0	45	3	
	18歳以上 (08)	5739	287	293	0	1401	4	610	7	1296	97	11	0	2128	179	
平衡機能	18歳未満 (09)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	18歳以上 (10)	28	3	0	0	1	0	15	0	0	1	12	2			
音声・言語・ そしゃく機能障害	18歳未満 (11)	6	0	0	0	1	0	1	0	4	0					
	18歳以上 (12)	806	51	29	1	41	4	468	33	268	13					
肢体不自由	18歳未満 (13)	582	45	363	22	86	8	52	6	42	7	24	1	15	1	
	18歳以上 (14)	37774	2282	6539	366	6938	262	5859	128	9951	308	6244	1156	2243	62	
上肢	18歳未満 (15)	167	12	94	8	24	1	23	2	12	0	9	0	5	1	
	18歳以上 (16)	10349	523	3452	273	2898	124	1417	39	1137	30	827	39	618	18	
下肢	18歳未満 (17)	118	13	36	3	33	3	11	0	22	7	6	0	10	0	
	18歳以上 (18)	23034	1574	1864	65	2533	69	3575	32	8773	278	4672	1086	1617	44	
体幹	18歳未満 (19)	56	15	30	8	16	4	5	2	0	0	5	1	0	0	
	18歳以上 (20)	3539	185	681	28	1320	69	796	57	4	0	738	31	0	0	
運動機能障害	18歳未満 (21)	241	5	203	3	13	0	13	2	8	0	4	0	0	0	
	18歳以上 (22)	852	0	542	0	187	0	71	0	37	0	7	0	8	0	
上肢機能	18歳未満 (23)	175	4	158	3	4	0	8	1	3	0	2	0	0	0	
	18歳以上 (24)	602	0	414	0	101	0	50	0	24	0	6	0	7	0	
移動機能	18歳未満 (25)	66	1	45	0	9	0	5	1	5	0	2	0	0	0	
	18歳以上 (26)	250	0	128	0	86	0	21	0	13	0	1	0	1	0	
内部障害	18歳未満 (27)	200	18	130	12	3	0	29	4	38	2					
	18歳以上 (28)	20653	1853	9808	731	475	11	4957	567	5413	544					
心臓機能障害	18歳未満 (29)	138	14	100	10	0	0	16	2	22	2					
	18歳以上 (30)	11195	758	5518	516	154	1	3041	122	2482	119					
じん臓機能障害	18歳未満 (31)	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0					
	18歳以上 (32)	4861	399	3862	130	92	0	826	235	81	34					
呼吸器機能障害	18歳未満 (33)	14	2	6	2	0	0	5	0	3	0					
	18歳以上 (34)	1346	291	238	74	44	0	814	198	250	19					
ぼうこう・ 直腸機能障害	18歳未満 (35)	23	2	1	0	2	0	8	2	12	0					
	18歳以上 (36)	2569	364	5	0	8	0	100	4	2456	360					
小腸機能障害	18歳未満 (37)	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0					
	18歳以上 (38)	118	2	14	1	7	0	28	1	69	0					
免疫機能障害	18歳未満 (39)	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0					
	18歳以上 (40)	421	16	67	2	147	5	136	2	71	7					
肝臓機能障害	18歳未満 (41)	18	0	17	0	0	0	0	0	1	0					
	18歳以上 (42)	143	23	104	8	23	5	12	5	4	5					
計	18歳未満 (43)	949	73	511	37	153	8	104	14	93	9	28	1	60	4	
	18歳以上 (44)	70614	4771	18558	1124	10709	371	12250	759	17332	988	7120	1283	4645	246	

神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例

平成25年3月14日

条例第63号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 市の基本的責務並びに要援護者支援団体、事業者及び要援護者の役割
（第3条―第6条）

第3章 要援護者に係る情報の収集と提供（第7条―第13条）

第4章 要援護者への支援計画の策定等（第14条）

第5章 福祉避難所等における支援等（第15条―第19条）

第6章 補則（第20条）

附則

私たちの愛するまち神戸は、平成7年1月17日に発生した大地震により、かけがえない多くの生命を一瞬のうちに失い、未曾有の大被害を受けた。災害の大きな特徴として、多くの犠牲者の中で、特に高齢者の割合が高かったこと、避難所生活で体調を崩すなど大変な思いをされた高齢者や障害者が多くいたことなどがある。これらを受け、国は、自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための早急な取組の一つとして「災害時要援護者の避難支援対策の促進」を掲げている。しかし、今日に至るまで、平成23年3月11日の東日本大震災及び全国で発生した多くの自然災害を見てもまだまだ満足いくものとはなっていない。

神戸市は、平成10年に「神戸市民の安全の推進に関する条例」を施行し、その第17条（要援護者への配慮）で、市が必要な施策の策定や体制の整備を行うべき旨を定めている。また、平成16年には「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」を制定し、その第13条（推進体制）において、市は地域を担当する組織及び職員の充実に努めると定めている。これらの規定により、神戸市における行政組織として各部局や区職員が地域を支援する仕組みは、整備されてきた。一方、平成9年に「神戸市個人情報保護条例」が施行され、平成15年に「個人情報の保護に関する法律」が制定された。これを契機に、市民の意識の点でも行政情報の取扱事務においても災害時要援護者の所在等の情報活用に当たっては慎重な配慮が求められ、地域における個人情報の適切な共有についての課題も指摘されるようになった。

今後、更なる高齢化に伴い誰もが要援護者になり得ることを踏まえ、住み慣れた地域で安心して住み続けられる共助の仕組みが必要となっている。そのためには、日頃の見守りや支え合いを基にした、災害時要援護者と支援を行う人が交流して信頼関係を築くことが大切であり、地域における様々な団体や事業者等が参加・連携し、日頃の付き合いや活動が防災・減災につながる地域の取組が期待されている。

このような認識の下、私たち全ての神戸市民は、それぞれの役割を自覚し、力を合わせて災害時要援護者をみんなで支援し、誰もが安心して暮らすことができる安全なまち「神戸」の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、要援護者が災害時において迅速かつ安全に避難をし、及び安心して避難生活を送るために必要な事項を定めるとともに、市の責務並びに要援護者支援団体、事業者及び要援護者の役割を明らかにすることにより、要援護者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 要援護者 災害時において高齢者、障害者その他の自力では迅速な避難行動及びその後の避難生活が困難なため、特に配慮及び援護を必要とすると認められる次に掲げる者をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 神戸市が定めるところによる療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者その他これらに類するものとして市長が認める手帳の交付を受けている者

オ 単身の世帯の65歳以上の世帯主

カ 世帯の世帯主及び全ての世帯員が75歳以上の者である場合における、当該世帯主及び全ての世帯員

キ 認知症高齢者グループホーム（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。）、障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。）その他これらに類するものとして市長が認める共同住居に居住する者

ク 難病患者（昭和47年10月に厚生省が制定した難病対策要綱において難病対策として取り上げるべき疾病の範囲として整理されている病気に罹患している者をいう。）のうち次に掲げる者に該当するもの

(ア) 国の難病対策の一環として実施される難治性疾患克服研究事業の対象者

(イ) 都道府県が実施する特定疾患治療研究事業の対象者

(ウ) 都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）及び中核市（同法第252条の22第

1 項に規定する中核市をいう。) が実施する小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げる者のほか、これらに類する希少な疾患を有する者

ケ 乳幼児

コ 妊産婦

サ アからコまでに掲げる者のほか、特別な配慮及び援護を必要とする者

(2) 要援護者支援団体 要援護者の支援をしようとする防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、地区民生委員・児童委員協議会、消防団、地域自立支援協議会その他の団体であって市長が認めるものをいう。

第2章 市の基本的責務並びに要援護者支援団体、事業者及び要援護者の役割 (市の基本的責務)

第3条 市は、第1条に規定する目的ののっとり、要援護者に必要な配慮をし、及び援護をする体制が地域において整備されるよう施策の推進に努めるものとする。

2 市は、要援護者への支援業務に関係する横断的組織の確立及び窓口の明確化を図り、支援業務に必要な情報の共有及び活用に努めなければならない。

3 市は、要援護者を安全に避難させるため、避難準備情報その他の必要な情報が的確に伝わるよう多様な情報伝達の体制の整備に努めるものとする。

(要援護者支援団体の役割)

第4条 要援護者支援団体は、地域の安全に関する知識及び技術を習得し、市と協力して、要援護者に係る情報の整理及び更新、第14条第1項の規定に基づく支援計画の策定その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 要援護者支援団体は、市と協力して次に掲げる活動(以下「地域要援護者支援活動」という。)に努めるものとする。

(1) 要援護者の災害時における迅速な安全の確保を支援するために行う、平常時における声かけ、防災訓練の参加への働きかけ及び情報の提供

(2) 災害時における情報の提供、避難誘導、安否の確認及び避難生活の支援等

(事業者の役割)

第5条 事業者(要援護者支援団体を除く。)は、第1条に規定する目的のために市が進める施策に協力するとともに、地域要援護者支援活動に協力するよう努めるものとする。

(要援護者の役割)

第6条 要援護者は、自ら居住する住まいの安全の確保に努めるとともに、災害時の支援に必要な要援護者の有する情報の提供、近隣との交流、円滑な受援体制づくり及び地域要援護者支援活動に協力するよう努めるものとする。

第3章 要援護者に係る情報の収集及び提供

(個人情報収集及び要援護者支援団体への提供)

第7条 市長は、第3条第1項の規定に基づく体制の整備を推進するため、次に掲げる者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を本人（個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。以下同じ。）の同意を得て収集し、及び要援護者支援団体に提供することができる。

- (1) 介護保険法第27条第7項第1号に規定する要介護状態区分について市の認定を受けた者であって、その介護の必要の程度が要介護3から要介護5までに該当するもの
- (2) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の級別が1級又は2級であるもの
- (3) 療育手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度がAであるもの
- (4) 第2条第1号オ及びカに掲げる者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第2条第1号に規定する者のうち、要援護者支援団体が希望する者であって市長が認めるものその他災害時において支援を必要とすると市長が認めるもの

2 前項の規定により提供することができる個人情報は、同項各号に掲げる者の氏名、住所、生年月日及び性別並びに要援護者が提供することを希望する事項（地域要援護者支援活動を行うに当たり必要となる事項に限る。）とする。

3 市長は、前項の個人情報を要援護者台帳に登録し、及び第1項の規定により個人情報を提供する場合には当該要援護者台帳を要援護者支援団体に提供することにより行うことができる。

4 第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、同項の規定の適用に関しては、これらのことについて本人の同意を得ているものと推定する。

（要援護者支援団体に対する提供の手続）

第8条 市長は、前条第3項の規定により要援護者支援団体に対して要援護者台帳を提供しようとするときは、当該要援護者支援団体からの申請に基づき、これを行うものとする。

2 要援護者支援団体は、市長に対して前項の申請を行おうとするときは、提供を受けようとする要援護者台帳を管理する者（以下「名簿管理者」という。）をあらかじめ定めておかなければならない。

（協定の締結等）

第9条 市長は、第7条第3項の規定により要援護者台帳を提供しようとするときは、あらかじめ、当該要援護者台帳の提供を受けようとする要援護者支援団体との間で提供する個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 要援護者支援団体が活動する地域的範囲
- (2) 提供しようとする個人情報に係る本人が居住する区域
- (3) 提供しようとする個人情報の管理及び更新の方法に関する事項
- (4) 提供しようとする個人情報の利用及び提供の制限に関する事項

- (5) 解除その他の協定に違反した場合の措置
- (6) 要援護者の支援に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、提供しようとする個人情報の管理に関し必要な事項

3 市長は、第1項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、同項の協定を締結した相手方から提供した個人情報の管理に関して報告を徴し、又は提供した個人情報の管理の状況を検査することができる。

(情報の安全管理)

第10条 第7条第1項の規定により個人情報の提供を受けた団体は、当該提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第11条 名簿管理者及び地域要援護者支援活動を行う者（以下「名簿管理者等」という。）は、地域要援護者支援活動の用に供する目的以外の目的のために、その管理し、閲覧し、又は取り扱う情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(守秘義務)

第12条 名簿管理者等は、地域要援護者支援活動により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。地域要援護者支援活動を行わなくなった後も、また、同様とする。

(緊急時における要援護者への支援台帳の作成等)

第13条 市長は、第7条第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示され、同条第4項本文の規定による推定を受けなかったときであっても、緊急時における要援護者の安否の確認及び避難生活の支援のために災害の発生後直ちに情報の提供が行えるように、当該不同意に係る個人情報に関して要援護者登録保留台帳を作成するものとする。

2 市長は、緊急時において迅速に要援護者への支援活動を行うことができるよう、要援護者支援団体に対して協力するよう努めなければならない。

第4章 要援護者への支援計画の策定等

(要援護者への支援計画の策定等)

第14条 要援護者支援団体が支援計画を策定する場合にあっては、市及び要援護者支援団体は、互いに協力するよう努めなければならない。

2 要援護者支援団体は、前項の支援計画を策定するに当たっては、次に掲げる事項を市の協力を得て定めるよう努めることとする。

- (1) 要援護者の事前の備え
- (2) 避難所（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年厚生省告示第144号）第2条1に規定する避難所をいう。以下同じ。）への避難経路
- (3) 避難所の運営における配慮

- (4) 要援護者の共同住居、自宅及び近隣における一時避難その他の避難所以外での避難
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、要援護者への支援に必要な事項
- 3 市長は、地域において要援護者支援団体が複数あるときは、これらの要援護者支援団体及び関係者で構成する会議（以下「要援護者支援団体会議」という。）を設置し、及び要援護者支援団体会議における情報交換に努めなければならない。
- 4 市長は、次に掲げる事項が円滑に行われるようにするために、予算の範囲内において専門家による人材派遣の支援その他必要な措置を行うことができる。
- (1) 要援護者支援団体会議の設置及び運営に関すること。
 - (2) 要援護者支援団体による支援計画の策定その他必要な事項の決定に関すること。
- 5 要援護者は、要援護者支援団体が支援計画を策定するに当たっては、要援護者の有する必要な個別の情報の提供その他の協力に努めなければならない。

第5章 福祉避難所等における支援等

（要援護者相談員の設置）

第15条 市長は、災害時においては、次に掲げる事務その他の事務を行う要援護者相談員の配置に努めるものとする。

- (1) 要援護者支援団体と協力して要援護者からの相談に対応する事務
- (2) 要援護者への確実な情報の伝達及び支援物資の提供を行う事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害時に必要となる事務

（避難所等の環境整備）

第16条 市長は、避難所のうち要援護者が安心して避難生活を送るために特別の配慮がなされた避難所（以下「福祉避難所」という。）へ避難するまでの間、安心して避難所その他の避難場所（以下「避難所等」という。）で生活を送ることができるよう避難所等における設備を整備し、神戸市地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項に規定する市町村地域防災計画として神戸市防災会議が作成したものをいう。以下同じ。）に基づいて必要品を備蓄するとともに、前条に規定する要援護者相談員その他の関係者への研修その他環境整備に努めるものとする。

（避難所等における保健救護及び医療救護に係る体制の整備）

第17条 市長は、避難所等の要援護者に対する保健救護及び医療救護を適切に行うため、関係機関と連携し、地域の医師会その他の医療保健関係団体との業務の協力体制の整備に努めるものとする。

（福祉避難所の整備等）

第18条 市長は、福祉避難所を整備し、神戸市地域防災計画に基づいて必要品を備蓄するとともに、要援護者に公正な対応ができるようその環境整備に努めるものとする。

- 2 市長は、民間の施設その他の施設を福祉避難所として活用できるよう当該施設の所有者等との間で協定を締結し、及び要援護者の受入体制の整備に努める

ものとする。

(福祉避難所の運営等)

第19条 市長は、福祉避難所の運営計画の策定に努めるとともに、要援護者及びその家族が専門的な生活相談及び福祉サービスを受けることができるよう適切な運営に努めるものとする。

2 市長は、福祉避難所の運営に当たる人材を確保するため、社会福祉施設、障害者団体、特定非営利活動法人、事業者その他関係団体との間で協定を締結し、及び運営体制の整備に努めるものとする。

第6章 補則

(施行細目の委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日条例第26号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例第2条第1号キの改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月20日条例第17号）抄

（施行期日）

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和5年4月1日）

神戸市における災害時要援護者支援のあり方検討会開催要綱

令和7年9月1日 福祉局長決定

(趣旨)

第1条 市の災害時要援護者支援のあり方について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市における災害時要援護者支援のあり方検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 検討会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 要援護者支援に関する専門的な知識を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、福祉局長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、10名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第4条 福祉局長は、委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は、会の進行をつかさどる。

3 福祉局長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(検討会の公開)

第5条 検討会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、福祉局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 検討会を公開することにより公正かつ円滑な検討会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 検討会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(関係者の出席)

第6条 福祉局長は、必要があると認めるときは、検討会への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(施行細目の委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、福祉局副局長が別に定める。

附 則（令和7年9月1日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月1日より施行する。